

第2次京田辺市 男女共同 参画計画

概要版



男女共同参画社会とは…

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

平成23年3月
京田辺市

計画の目的・背景

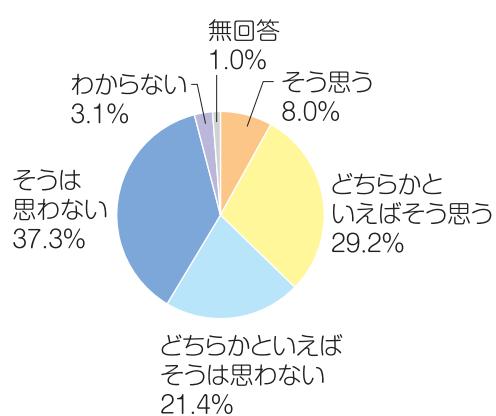
京田辺市では、平成14年（2002年）3月に「京田辺市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきましたが、性別による固定的な役割分担意識や慣習はいまだ根強く、また、女性の政策・方針決定過程への参画は十分とは言えません。

このような状況を踏まえ、平成22年（2010年）9月「京田辺市男女共同参画推進条例」を制定しました。

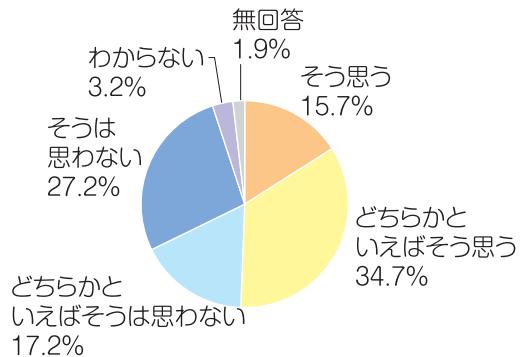
「第2次京田辺市男女共同参画計画」は、「京田辺市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組をより一層推進するため策定します。

●夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい

・女性（回答数:616）

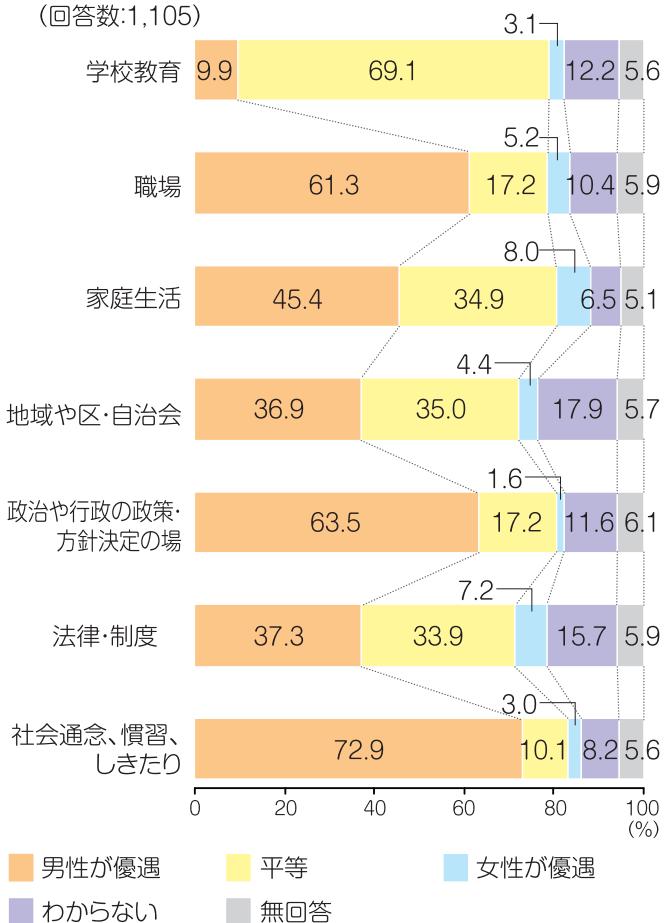


・男性（回答数:464）



●色々な分野での男女の平等感について

（回答数:1,105）



資料:平成22年市民意識調査

計画の性格

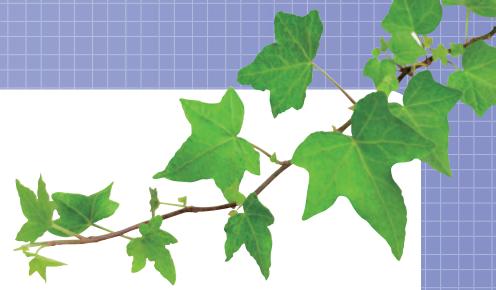
- 「京田辺市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画
- 市民の参画と協働による男女共同参画社会の形成を目指すための共通目標
- 男女共同参画社会の形成を目指すための総合的・計画的な市政の基本方針
- 「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画

計画の期間

計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。なお、具体的な事業及び目標値については、計画期間の中間年にあたる平成27年度末までに内容を見直し、平成28年度（2016年度）時点において、必要に応じて改定を行います。

計画の基本目標

男女共同参画社会を実現するため、本市の現状と課題を踏まえ、基本目標を3つ掲げ、計画を総合的かつ計画的に推進します。



1 男女共同参画社会の基盤をつくる

男女共同参画社会を実現させるためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、あらゆる分野において積極的に参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。

多様な能力や個性が十分活かされる社会を築くため、私たちの意識の根底や社会の慣行の中に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識の見直しや、教育・学習の場、メディアを通した啓発など、制度面及び意識面の両方において、社会のあらゆる分野に男女が均等に参画できるための基盤づくりに取り組みます。



2 家庭も仕事も大切にできる環境をつくる



家庭は、私たちの生活の最も基本的な単位のひとつです。家族を構成する男女が支え合うことで、責任と喜びを分かち合い、それを取り巻く社会もまた、家事・育児等への男女共同参画のために十分な支援を行う必要があります。

また、働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、男女を問わずその権利は保障されなければなりません。

男女が家庭生活に参画し、共に仕事やその他の生活とのバランスのとれたライフスタイルを確立できるよう、多様な生き方・家庭のあり方を支える環境づくりに取り組みます。

3 一人ひとりが健やかに暮らせる環境をつくる

男女共同参画の根底をなすのは、男女が等しく個人として尊重されることであり、「男女の人権の尊重」なくして、男女共同参画社会の確立はありません。

配偶者間の暴力は、重大な人権侵害であるという認識に立ち、暴力の発生を防ぐ環境づくりに取り組みます。また、多様な性のあり方を認め合う意識環境の整備や、互いの性を理解し、生涯にわたる健康づくりなど、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。



施策の内容

基本目標

1

男女共同参画社会の基盤をつくる

男女共同参画の
視点に立った意
識改革・社会慣
行の見直し

1

① 広報・啓発の推進

- 男女の活躍事例の収集・発信
- 京たなべ男女共同参画週間事業
- 男女共同参画イベントの支援
- 子どもを対象としたワークショップ
- 女性交流支援ルームだよりの発行
- 人権啓発の推進 など

② メディア表現の理解と配慮の促進

- 男女共同参画表現ガイドラインの作成
- 男女共同参画の視点による広報紙、ホームページの作成

男女共同参画を
推進する教育・
学習

2

① 学校・幼稚園・保育所における教育の推進

- 教職員の研修
- 児童・生徒への指導（男女共同参画関係授業の実施）の推進
- 児童・生徒の意識向上の促進 など

② 生涯学習における教育の推進

- 男女共同参画に関するテーマを設定した講座等の開催 など



③ 家庭における教育の促進

- 家庭教育手帳の配付
- 家庭教育子育てセミナーの開催 など

男女共同参画に
よる地域活性化

3

① 地域活動・市民活動の活性化

- 市民活動講座の開催
- 生涯学習指導者の積極的な派遣
- 女性交流支援ルーム情報ボックス等利用団体の活動支援 など

② ボランティア活動の支援

- ボランティア養成・団体・グループの育成、研修の充実
- ボランティア活動における男性の参画促進 など

③ 人材発掘とリーダーの育成

- 男女共同参画推進員の募集・支援
- 人材バンクへの登録の促進

④ 国際交流、協力

- 国際交流の支援

政策・方針決定
過程への女性の
参画

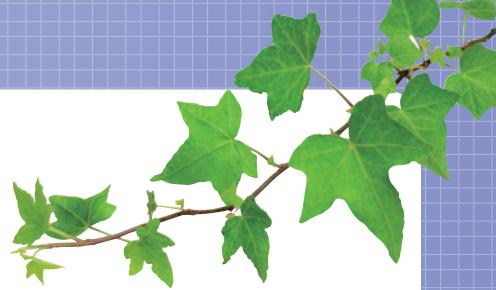
4

① 審議会等への登用拡大

- 審議会等における女性登用率の向上

② 市民団体の意思決定への参画拡大

- 男女共同参画実践モデル地区チャレンジ事業



男女が共に参画
する家庭生活

1

男女がいきいき
と働ける就業環
境

2

多様なライフス
タイルに応じた
子育て・介護

3

① ワーク・ライフ・バランスの促進

- 多様な生涯学習講座の開催
- スポーツ教室・大会の開催
- ワーク・ライフ・バランスに向けた制度の情報提供 など

② 男性の家庭生活への参画促進

- パパママセミナーの開催
- 父子手帳の交付
- 父親の育児サークルの活動支援
- 男性の生活能力向上講座の開催 など

① 就業・起業の支援

- 女性の起業・チャレンジ相談
- 女性交流支援ルーム情報スペースでの資格関係の情報提供
- 職業に関する情報提供
- 学研都市就職フェアの開催
- 就業・職業能力開発に関する情報提供



② 農業者・自営業者への支援

- 男女共同参画に関する情報発信
- 農村女性グループ育成事業
- 認定農業者共同申請の促進
- 家族経営協定の促進 など

③ セクシュアル・ハラスメントの防止

- なやみごと相談
- セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供 など

① 子育て支援

- 保育サービスの充実
- 乳幼児健康支援デイサービス事業（病児・病後児保育事業）
- ファミリーサポートセンター事業
- 子育て支援医療費助成事業
- 育児サークル支援事業
- 子どもへの虐待防止・早期発見・相談体制の強化
- 子どもの居場所づくり事業
- 留守家庭児童会の運営 など



② ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭交流会事業
- 児童扶養手当の支給事業
- 福祉医療（母子）費助成事業 など

③ 介護支援

- 家族介護支援事業
- 認知症サポーター養成事業
- 短期入所サービス支援事業

基本目標

3

一人ひとりが健やかに暮らせる環境をつくる

互いの生き方の尊重

1

① 配偶者間暴力の防止

- 女性の相談室
- 相談の広域連携
- 京都府家庭支援総合センター（配偶者暴力相談支援センター）との連携強化
- 男性のための電話相談 など

② 多様な生き方を認め合う意識の創造

- LGBT*の理解のための啓発

生涯を通じた心身の健康

2

① 男女の性を理解・尊重する意識の浸透

- 性に関する教育の推進
- HIV／エイズについて児童・生徒への教育の推進
- HIV／エイズ、薬物乱用等の意識啓発



② 妊娠・出産期の健康支援

- 母子健康管理指導事項連絡カードの配付と情報提供
- 妊婦の健康診査の充実
- 妊婦歯科健診の充実 など

③ ライフステージに応じた男女の健康づくり

- 母子保健事業の推進
- 健康相談・訪問指導相談
- 健（検）診事業
- がん検診事業
- 介護予防事業
- 特定健診事業 など

誰もが安心して暮らせる環境

3

① 高齢者、障がい者の社会参加・就労支援

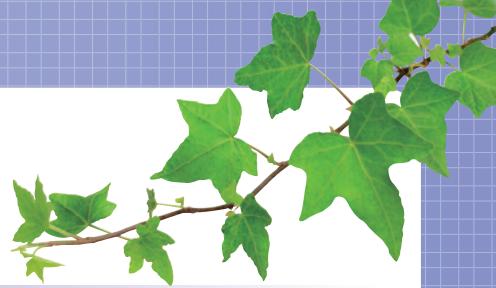
- 老人クラブ活動の支援
- シルバー人材センターの支援
- 福祉のまちモデル地区指定地域への啓発
- 配偶者間暴力に関する点字相談案内パンフレットの作成 など

② 防犯・防災における男女共同参画

- 繼喜防犯推進委員連絡協議会レディース隊員との連携
- 自主防災組織設立時の男女共同参画に関する研修
- 男女共同参画の視点による自主防災組織の育成
- 女性消防団員の確保

* LGBT(Lesbian Gay Bisexuality Transgender)：女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexuality)、そしてトランスジェンダー(Transgender)の頭文字を用い、これらの人々をまとめた呼称として使われます。同義の「性的マイノリティ(性的少数者)」が、第三者的な立場からの呼称であるのに対して、「LGBT」は当事者の立場からの自称に使用されます。

計画を推進するために



1 | 市民や関係機関との連携・協力

男女共同参画審議会の設置

学識経験者、各種関係団体の代表者、教育・企業関係者及び市民で構成される「京田辺市男女共同参画審議会」を設置し、本計画の進捗状況を点検・評価し、計画推進に関する重要事項の調査審議を行います。

事業所・市民団体の男女共同参画推進員との連携

行政だけでなく、広く市内全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、市民や地域の市民団体及び事業所とのパートナーシップを確立し、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的な取組の促進を図ります。

市は、事業所及び市民団体に対し、それぞれの活動における男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を中心となって取り組む「京田辺市男女共同参画推進員」の設置を促進し、推進体制を充実していきます。

また、男女の自立と共同参画を推進する市民活動をはじめ、市民の多様な自主的活動への支援に努めます。

女性交流支援ルームの運営

男女共同参画社会の実現に資する施設として設置する「京田辺市女性交流支援ルーム」では、男女共同参画に係る市民団体の交流支援、情報提供体制の整備、女性の相談室の充実などを進めています。

また今後、市民や市民団体の気運の高まりを踏まえつつ、拠点施設の整備を検討します。

2 | 総合調整機能の充実

本計画に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「京田辺市男女共同参画推進会議」を定期的に開催し、庁内の広範多岐にわたる関連施策の総合調整や進行管理を行います。

3 | 施策の進行管理・評価

計画の進捗状況を点検・評価するため、年度ごとに施策の実施状況について取りまとめ、「京田辺市男女共同参画推進会議」及び「京田辺市男女共同参画審議会」において、課題の整理・検討を行い、その結果を市民に公表します。





(イラスト作成については、同志社大学の美術部クラマ画会に所属されている影山実乃里さんのご協力を得ています。)

第2次京田辺市
**男女共同
参画計画**
概要版

発行日 平成23年3月
編集・発行 京田辺市市民部市民参画課
〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地
TEL 0774-63-1122(代表)